

事業基盤強化設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の7①、68の12①、旧措法42の7①、68の12①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		()

特別償却の付表（三） 平十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	42条の7第1項()号() 旧42条の7第1項()号() 68条の12第1項()号() 旧68条の12第1項()号()	42条の7第1項()号() 旧42条の7第1項()号() 68条の12第1項()号() 旧68条の12第1項()号()	42条の7第1項()号() 旧42条の7第1項()号() 68条の12第1項()号() 旧68条の12第1項()号()
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業基盤強化設備の種類等	3	()	()	()
事業基盤強化設備の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平・・	平・・	平・・
事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
基準取得価額割合	10	$\frac{35 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{35 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{35 \text{ 又は } 100}{100}$
基準取得価額 (9) × (10)	11	円	円	円
特別償却率	12	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用	15	(指定告示名、告示番号)	()	()
		(別表番号、該当番号)	()	()
要件	16	七号該当 認定異分野連携新事業分野開拓計画の認定年月日	八号該当 設立等の日	17 平・・
		旧七号該当 認定研究開発等事業計画の認定年月日	旧七号ハ該当 当期前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度	21 平・・～平・・
等	19	事業の用に供した機械及び装置が同上の計画に定める機械及び装置に該当する旨の事項	同上の試験研究費の額の合計額	22 円
				⑳の各事業年度又は各連結事業年度の総収入金額の合計額
等	20	設立等の日	試験研究割合 $\frac{(22)}{(23)}$	24 %
				その他参考となる事項

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式の総数又は出資金額	26		大規模法人の保有する株式数等の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金額
常時使用する従業員の数	27	人		1		32
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金額 (32)	28				33
	保有割合 $\frac{(28)}{(26)}$	29				34
	大規模法人合計の株式数又は出資金額 (36)	30				35
	保有割合 $\frac{(30)}{(26)}$	31				36
				計 (32) + (33) + (34) + (35)		

特別償却の付表（三）の記載の仕方

- 1 この付表（三）は、青色申告法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の7第1項《事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却》若しくは平成17年改正前の措置法（以下「平成17年旧措置法」といいます。）第42条の7第1項《事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の12第1項《事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）中に記載してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の7第1項各号若しくは第68条の12第1項各号又は平成17年旧措置法第42条の7第1項各号若しくは第68条の12第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内に該当号等を記載します。
- 3 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「事業基盤強化設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、租税特別措置法施行規則第20条の3第1項に規定する資産については、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。
- 5 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 6 「基準取得価額割合10」の分子は、次の対象資産の区分に応じ、それぞれ該当する数字を○で囲みます。
 - (1) 大規模な法人等（中小企業者に該当する法人以外の法人及び中小連結法人以外の連結法人をいいます。以下同じ。）が取得等をした措置法第42条の7第1項第4号（又は第68条の12第1項第4号）に定める資産…「35」
 - (2) 上記(1)の資産以外の資産…「100」
- 7 「償却・準備金方式の区分14」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「事業の用に供した事業基盤強化設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項15」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第27条の7第5項及び第6項に該当する資産については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表の該当番号を、例えば「平9大蔵省告示第221号」、「別表の番号1」のように記載します。
- 9 「認定異分野連携新事業分野開拓計画の認定年月日16」には、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画の認定年月日を記載します。
- 10 「設立等の日17」には、措置法令第27条の7第8項（又は第39条の42第8項）に定める日を記載します。
- 11 「認定研究開発等事業計画の認定年月日18」には、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画の認定年月日を記載します。
- 12 「設立等の日20」は、平成17年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成17年旧措置法令」といいます。）第27条の7第8項（又は第39条の42第8項）に定める日を記載します。
- 13 「旧七号ハ該当」の各欄は、平成17年旧措置法第42条の7第1項第7号ハ（又は第68条の12第1項第7号ハ）の規定の適用を受ける場合に、次により記載します。
 - (1) 「当期前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度21」には、当期前1年以内に開始した各事業年度（又は各連結事業年度）が複数ある場合にはその複数の事業年度（又は連結事業年度）について記載します。
 - (2) 「同上の試験研究費の額の合計額22」には、上記(1)の各事業年度（又は各連結事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される措置法第42条の4第1項（又は第68条の9第1項）に規定するその法人に係る試験研究費の額の合計額を記載します。

なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、平成17年旧措置法令第27条の7第10項（又は第39条の42第10項）の規定の適用がある場合には、これらの項の各号に定める金額を記載するとともに、その明細書を添付します（下記(3)において同じとなります。）。
 - (3) 「(21)の各事業年度又は各連結事業年度の総収入金額の合計額23」には、その法人に係る(1)の各事業年度（又は各連結事業年度）の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。
- 14 「その他参考となる事項25」には、法人が措置法第42条の7第1項各号又は平成17年旧措置法第42条の7第1項各号に掲げる法人に該当する旨等の事項を記載します。
- 15 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その対象資産を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。
 - (1) 「保有割合29」が50%以上となる場合又は「保有割合31」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人（又は中小連結法人以外の連結法人）として取り扱われますから御注意ください。
 - (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細32～35」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。
 - (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本又は出資の金額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから御注意ください。